

大規模集客施設における駐車場内の 安全性の確保等に関するガイドライン

令和2年4月

(令和6年4月改正)

兵 庫 県

目 次

1 ガイドラインについて

- (1) ガイドラインの目的 - 1 -
- (2) 適用範囲 - 1 -

2 安全性の確保等に関する基本的な考え方

- (1) 安全な駐車場づくり - 2 -
- (2) 誰もが利用しやすい駐車場づくり - 4 -

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- (1) 駐車場出入口 - 5 -
- (2) 車路 - 9 -
- (3) 駐車マス等 - 13 -
- (4) 歩行者用通路 - 18 -
- (5) その他 - 21 -

4 標準仕様図（参考）

..... - 28 -

5 チェックリスト

..... - 29 -

6 参考文献等

..... - 32 -

3 安全性の確保等に関する配慮事項

1 ガイドラインについて

(1) ガイドラインの目的

大規模小売店舗などの大規模集客施設は、広域な商圈から自動車による来客を見込むため、これらを収容するための駐車場の設置が必要となる。特に、郊外に立地する施設においては、通常、広大な敷地に大規模な平面駐車場が整備される。

大規模小売店舗における駐車場については、その整備等に関し、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 4 条に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年経済産業省告示第 16 号。以下「指針」という。）において、駐車場の位置及び構造等や歩行者の通行の利便の確保等に関し配慮すべき事項が掲げられているが、その具体的な対応等については、明示されていない部分が多い。このため、経済的な側面から、駐車場の収容台数の確保が優先され、安全性、利便性などへの対応が不十分な駐車場も散見される。

また、車両事故のうちの約 4 分の 1 が駐車場で発生しているとの報告や、高齢者等によるアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故の多発などの新たな社会問題も生じており、駐車場の安全性の向上が大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本ガイドラインでは、駐車場の特性や事故の要因を踏まえつつ、安全で誰もが利用しやすい駐車場を整備するための基本的な方向性を示すとともに、指針に掲げられた配慮すべき事項を具体化・明確化し、駐車場の安全性の確保等を行う際の配慮事項として取りまとめた。

このほか、駐車場の整備等においては、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る法律（平成 18 年法律第 91 号）、福祉のまちづくり条例（平成 4 年兵庫県条例第 37 号）、地域安全まちづくり条例（平成 18 年兵庫県条例第 3 号）などにより、都市機能の維持及び増進、バリアフリー化や犯罪の防止の推進が求められており、これらの法令等に係るガイドライン等で示された配慮事項等についても適切に反映する必要がある。

大規模集客施設の駐車場が、安全で誰もが利用しやすい駐車場であるべきという社会的な要請に対応するため、本ガイドラインが駐車場の整備等に関わる多くの方々に活用されることを期待する。

(2) 適用範囲

本ガイドラインは、大規模集客施設に設置される自走式の来客用駐車場に適用することを想定している。

なお、機械式駐車場や駐車場用地が十分確保できない駐車場などにおいても、本ガイドラインの考え方を踏まえた対応が必要である。

3 安全性の確保等に関する配慮事項

2 安全性の確保等に関する基本的な考え方

大規模集客施設の駐車場は、不特定多数の者が利用するため、安全性を確保し、誰もが利用しやすい駐車場とすることが求められている。そのためには、駐車場の特性や場内における事故要因を把握し、安全性を向上させるための対策が必要となる。また、高齢化の進展、ノーマライゼーション理念の浸透に伴い、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた誰もが利用しやすい駐車場づくりが求められている。

(1) 安全な駐車場づくり

「駐車場の交通事故減少に向けた安全性向上のための施設運用に関する研究」((公財)東京都道路整備保全公社)で示された、①駐車場の特性及び②駐車場等の事故における主な問題点と対応課題を踏まえ、安全な駐車場づくりのために「気づきやすい環境への配慮」、「歩きやすい環境への配慮」、「迷わない環境への配慮」の3つの方向性を示す。

① 駐車場の特性

駐車場の車路を走行する車両は、一般の道路と比べると走行速度が低く、危険性が低いように感じるが、駐車場内は信号や交通標識等による交通整理が行われていないため、車路と歩行者用通路が明確に区分されず動線が重複することも多い。道路とは異なる駐車場の特性を以下に示す。

- ア 車両及び歩行者の動線が複雑かつ交錯する可能性が高い
- イ 交通秩序は運転者及び歩行者のマナー等に負う部分が多い
- ウ 道路よりも多様な情報を同時に処理する状況が発生しやすい

② 駐車場等の事故における主な問題点と対応課題

駐車場における交通事故の発生要因は「発見の遅れ」が大部分を占め、歩行者対車両及び車両対車両の事故では約9割、車両単独の事故でも約5割を占める。また、歩行者対車両の事故の1割は「判断の誤り」である。そこで、それぞれの事故要因における主な問題点と対応課題を次に示す。

3 安全性の確保等に関する配慮事項



3 安全性の確保等に関する配慮事項

(2) 誰もが利用しやすい駐車場づくり

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、県では、施設の整備基準の目的を理解しつつ、利用者に配慮した施設の整備・運営を促進するための「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」を策定し、誰もが使いやすい施設の整備や運営を目指すため、利用者の立場から施設の点検・助言を実施する「福祉のまちづくりアドバイザーによるチェック&アドバイス制度」を設けている。駐車場づくりにおいては、これらを活用し、施設の問題点や改善案を段階的・継続的に検討する必要がある。

3 安全性の確保等に関する配慮事項

3 安全性の確保等に関する配慮事項

※以下の配慮事項によることが困難な場合、個別の計画に応じた措置により安全性を確保すること。

(1) 駐車場出入口

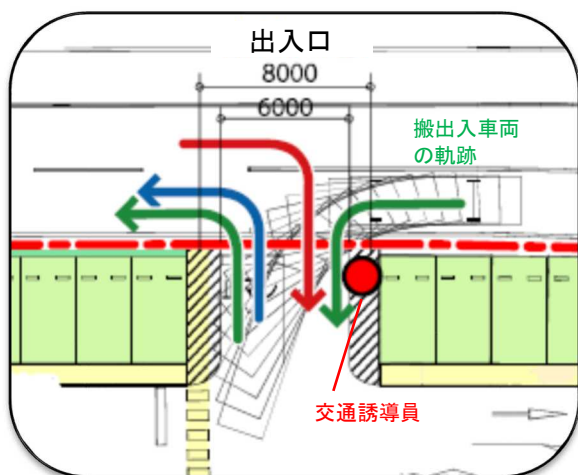
【配慮事項】

- ① 駐車場出入口の間口の長さは原則6m以下とし、出庫車線は原則1車線とすること。
- ② 駐車場出口においては、前面道路に対する視認性を確保すること。
- ③ 入庫ゲートを設置する場合は、道路境界から6m以上の距離を確保すること。
- ④ 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。
- ⑤ 駐車場出入口及び出入庫ゲート付近の車路に勾配がある場合、停止位置は平坦とするよう努めること。
- ⑥ 駐車場出入口付近には、路面標示や標識等による分かりやすい案内及び注意喚起を行うよう努めること。

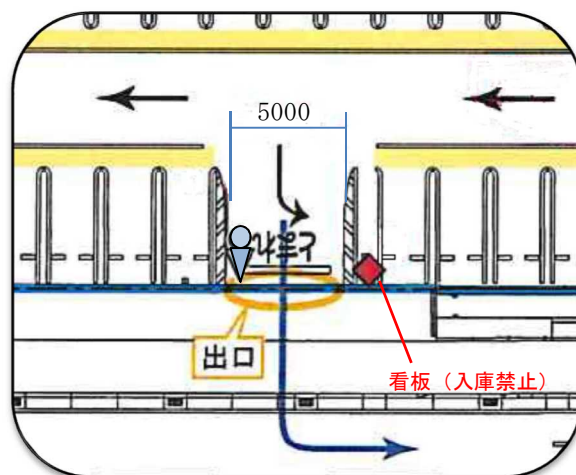
【解説】

- ① 駐車場出入口は、前面道路の交通への影響に配慮し、間口の長さは原則として6m以下とし、出庫時に複数の車両が並列して同時に駐車することがないように原則として出庫車線は1車線とすること。

なお、来店車両と搬出入車両等が兼用するため間口を長くする必要がある場合、来店車両が出入庫するための間口は、導流帯（ゼブラゾーン）の路面標示等により短くし、前面道路への影響を軽減すること。



ゼブラゾーンによる駐車場出入口の間口の絞り込み

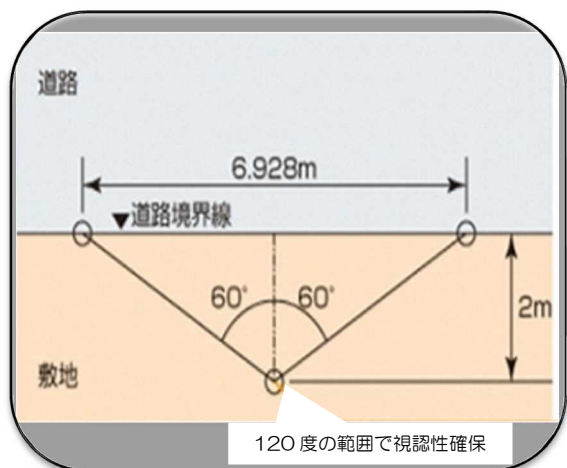


駐車場出入口を出庫専用とする場合の間口の絞り込み

3 安全性の確保等に関する配慮事項

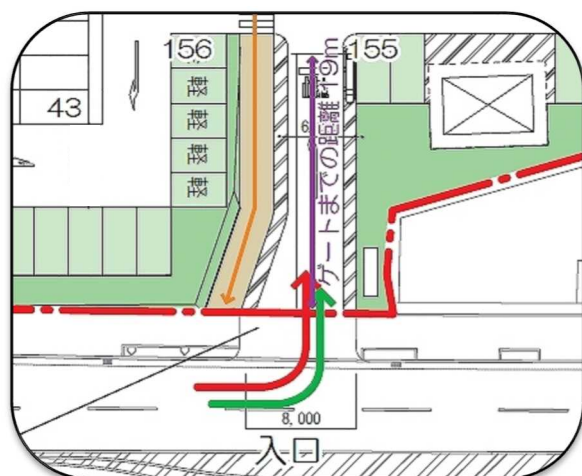
- ② 駐車場出口の構造は、前面道路を通行する歩行者や車両等の存在を直視により確認できる必要があるため、その付近に柵等を設ける場合、それらの位置や高さについては、出庫車両の停止位置から前面道路に対する視認性の確保を考慮すること。

高さが低い塀や透過性高い生垣などであっても、それらの高さが運転手の視線の高さを超えないようにするだけでは、通学中の児童、幼児、ベビーカー等の発見が遅れる可能性があるため、できる限りメッシュフェンスなどの見通しが良い柵等とすることにより視認性の確保に努めること。



駐車場法施行令による視認性確保

- ③ 出入庫ゲートの設置位置は、前面道路の交通への影響を考慮する必要がある。特に、入庫ゲートにおいて入庫待ち車両が生じた場合、後続車両が公道上に滞留する可能性があるため、入庫ゲートの設置位置は、道路境界から6m以上の距離を確保すること。



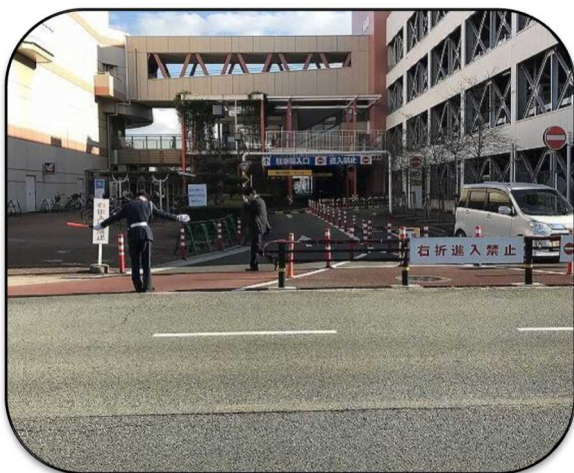
前面道路と入庫ゲートの離隔

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ④ 歩行者等の安全を確保し、円滑な出入庫が可能となるように、繁忙時等は駐車場の出入口に交通誘導員を適宜配置すること。

また、歩道と車道が区分されていない通学路には、駐車場出入口を設けるべきではない。区分がある場合においても、駐車場出入口付近の歩道を来店車両等が横断し危険なため、少なくとも通学時間帯においては交通誘導員の常駐などにより児童等の安全な通行に配慮すること。

なお、通学時間帯に交通誘導員の常駐以外の措置により安全性を確保する場合は、あらかじめ近隣の学校や地元自治会などの関係者と協議を行うこと。



交通誘導員の配置



通学時間帯の交通誘導員の常駐

- ⑤ 駐車場出入口及び出入庫ゲート付近では、停止位置は平坦な部分を確保するとともに、後続車両が待機するスペースについても、できる限り平坦な部分を確保するよう努めること。



平坦な停止位置

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ⑥ 駐車場出入口の出入庫の運用や前面道路の状況などを考慮し、利用者が適切な判断を行うことができるように路面標示や標識等により「一旦停止」、「右折出(入)庫禁止」、「通学路注意」、「バス運行ルート注意」、「徐行」などの適切な注意喚起を行うよう努めること。



注意喚起の標識

3 安全性の確保等に関する配慮事項

(2) 車路

【配慮事項】

- ① 路面標示や標識等により分かりやすい誘導を行うよう努めること。特に、車路の交差点部では路面標示等により優先性の明確化に努めること。
- ② 駐車場の車路は一方通行にするなど、単純で分かりやすいレイアウトとするよう努めること。
- ③ 徐行を徹底するため、路面標示やハンプの設置等を行うよう努めること。
- ④ 建物配置等により車路の見通しが悪い場合は、注意喚起の表示やカーブミラーの設置等の安全対策を行うよう努めること。
- ⑤ 主要な車路の分岐点等には出口への進路を示すほか、出口により退店する方面が異なる場合は、その方面を併せて表示するよう努めること。
- ⑥ 駐車場出入口付近の車路は、円滑な出入庫が可能となるよう単純な形状とすること。

【解説】

- ① 一方通行と相互通行を混用する場合や一方通行の車路の幅員が比較的広い場合、逆走防止対策として路面標示を行うなどの配慮が必要である。特に、車路の交差点部では、法定外表示等により優先性等を明確に示すよう努めること。また、ドライブスルーを設ける飲食店を併設するなど、一般的な車路の運用と異なる部分がある場合は、路面標示と標識を組み合わせるなど、丁寧な誘導を行うよう努めること。



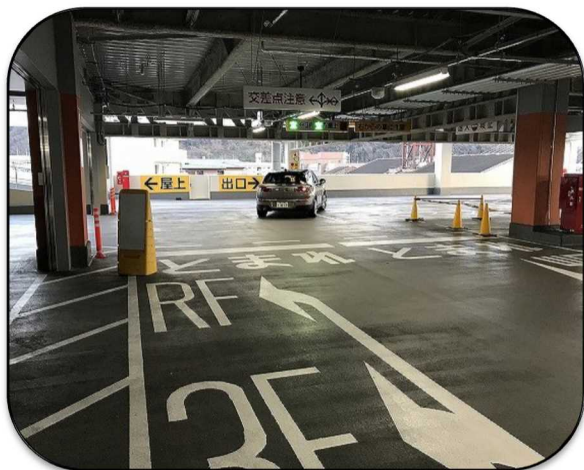
優先性の明確化



ドライブスルーへの路面標示

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ② 駐車場内では、歩行者や自転車、走行中又は停車中の車両に注意しながら運転する必要がある。また、一般の道路を走行する際よりも多くの情報を把握しながら運転する必要があるため、駐車場の車路は可能な限り一方通行とするなど単純で分かりやすいレイアウトとし、路面標示や標識等により判断に迷わない環境を整えるよう努めること。



路面標示や標識等による誘導

- ③ 長い直線部分など車両の走行速度が上がりやすい車路は、車両の走行速度の上昇に伴い、確認不足や運転操作の誤りが生じ、事故を引き起こす可能性が高まるため、路面標示やハンプの設置等により徐行の徹底に努めること。



路面標示による注意喚起



ハンプの設置

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ④ 建物やその他の構造物の配置により曲がり角が多い車路、立体駐車場などにおける急勾配の車路等は視認性が悪いため、運転者に対する注意喚起の表示やカーブミラーの設置など、安全対策について配慮するよう努めること。



カーブミラーの設置

- ⑤ 駐車マス（駐車場内において個々の車両を駐車するための空間をいう。以下同じ。）から駐車場出口までの主要な車路の分岐点等には、出口への進路を示すよう努めること。特に、出口によって退店する方面が異なる場合、退店する方面別に適切な出口へ誘導するための路面標示又は標識を設置するよう努めること。



方面別に出口を誘導する路面標示



方面別に出口へ誘導する標識

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ⑥ 駐車場出入口付近は、来店車両が出入庫する際に、前面道路や駐車場内の状況を把握しつつ、路面標示や標識等の情報を読み取り、適切な運転操作を行う必要がある。よって、前面道路への影響や発見の遅れによる事故の危険性を低減するため、駐車場出入口付近は、単純な形状の車路とし、駐車待ち車両による滞留が生じないようにすること。

3 安全性の確保等に関する配慮事項

(3) 駐車マス等

【配慮事項】

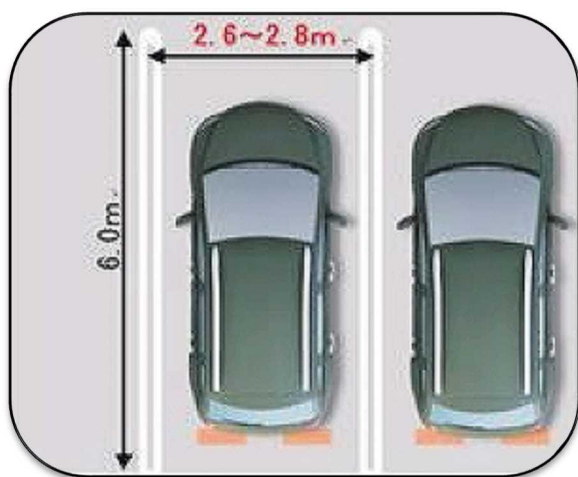
- ① 必要駐車台数を確保するために設置される駐車マスの大きさは、原則幅2.5m以上、奥行5.0m以上とすること。
- ② 障害者等用駐車マスの周囲には、安全に乗降できるスペースを設けるよう努めること。
- ③ 障害者等用駐車マスは、原則複数設置とし、建物出入口等までの経路が極力短くなる位置とすること。
- ④ 複合的な商業施設などで長時間の滞在や高齢者、障害者等の利用が相当程度見込まれる場合は、停車スペースを設けるよう努めること。
- ⑤ 大規模な駐車場等で駐車マスの空き状況の確認が困難な場合は、満空表示等により運転者の負担軽減に努めること。
- ⑥ 来客用駐車マスは、円滑な出入庫を妨げないよう、駐車場出入口付近を避けて配置するよう努めること。

【解説】

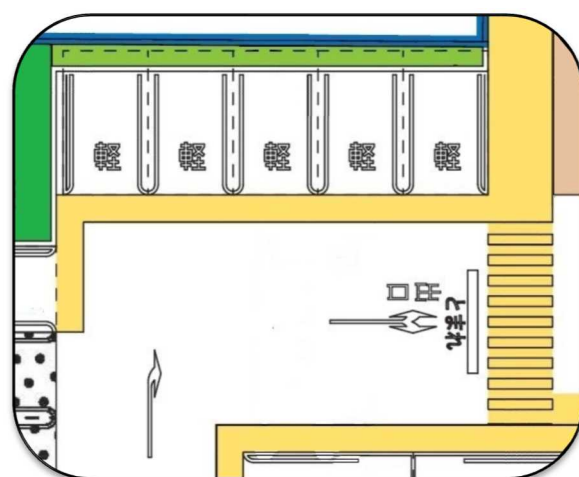
- ① 必要駐車台数を確保するために設置される駐車マスの大きさは、原則幅 2.5m 以上、奥行 5.0m 以上とすること。

また、近年の普通自動車の大型化を考慮し、余裕のある駐車スペース（駐車マスの大きさを幅 2.6～2.8m、奥行 6.0m 以上とし、区画線を二重線として隣接する駐車車両とのクリアランスを確保したもの）の整備についても検討すること。

なお、敷地の形状や建物その他の構造物の配置などにより、上記のサイズより小さい駐車マスを設ける場合は、軽自動車専用等とし、その旨を利用者に対して視認しやすい位置に表示するよう努めること。



余裕のある駐車スペース

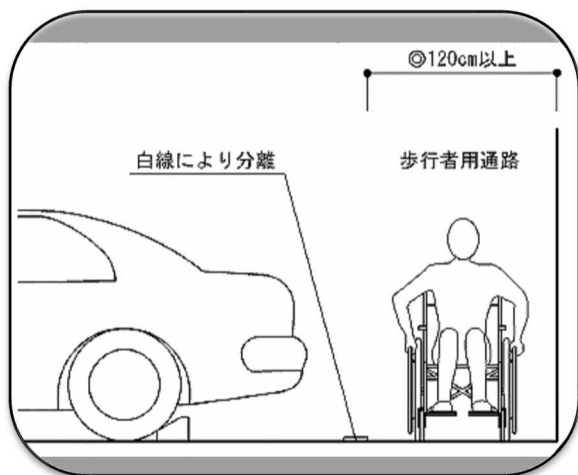


軽自動車用駐車マスの表示

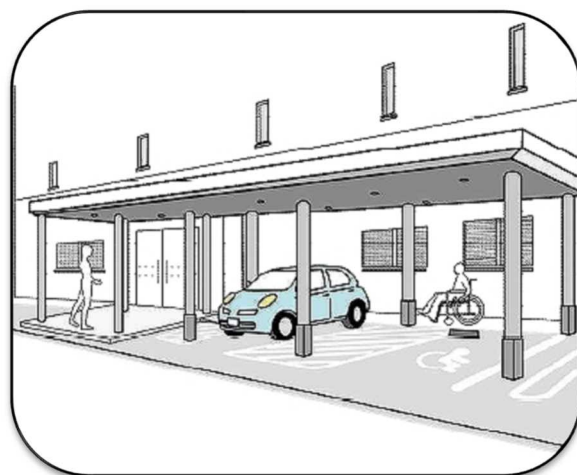
3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ② 車いす使用者など、車の乗降や移動に際して配慮が必要な者のための駐車マス（以下「障害者等用駐車マス」という。）は、車いす使用者が円滑に乗降できるように法令等により標準的な駐車マスより広い幅 3.5mを確保するように定められている。

車いす使用者が車両から乗降する際、車両の側面だけではなく、後方からも乗降する必要があるため、駐車マスの後方には安全な歩行者用通路に面した乗降スペースを確保するよう努めること。また、降雨時及び降雪時に備え、建物出入口等まで連続した屋根等を設けるよう努めること。

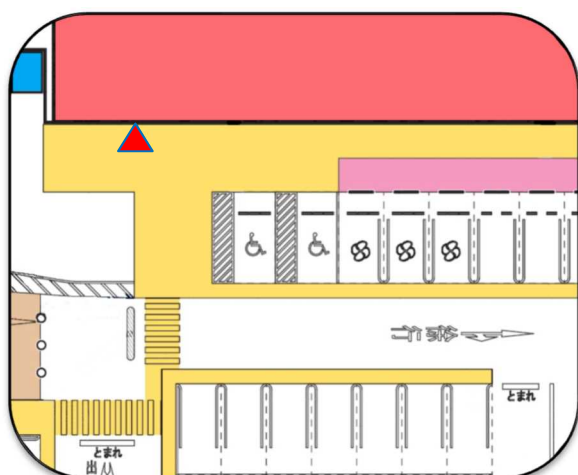


安全な歩行者用通路

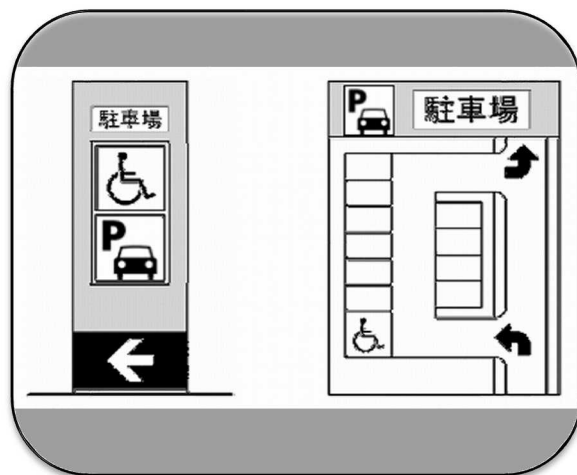


建物出入口等まで連続した屋根

- ③ 障害者等用駐車マスは、原則複数設置することとし、利用者の負担を軽減するため、建物の主たる出入口又はエレベーター（以下「建物出入口等」という。）まで円滑に移動できる経路ができるだけ短くなる位置に設けること。また、その位置が駐車場出入口から見やすい位置にない場合、その位置まで案内標識等により誘導すること。



建物出入口付近に配置された障害者等用駐車マス



障害者等用駐車マスへの誘導例

3 安全性の確保等に関する配慮事項

なお、設置する駐車マスが少数で駐車場が狭く、障害者等用駐車マスの複数設置が困難な場合についても、適切な位置に「兵庫ゆずりあい駐車場制度」に対応する駐車マスを設けるなどの配慮に努めること。

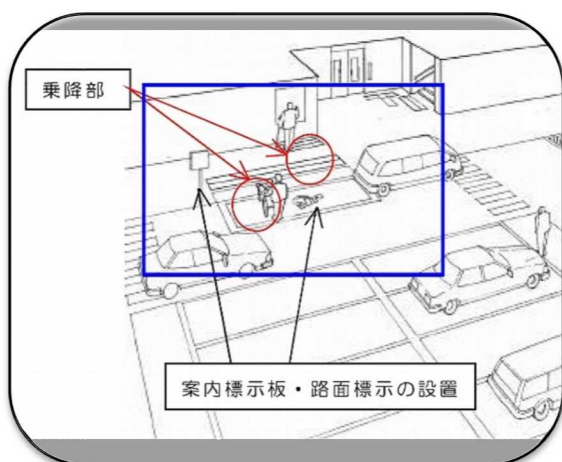
- ④ 一定規模以上の複合的な商業施設などは、回遊性が高く、障害者等用駐車マスが長時間にわたり利用されたままになることも想定されるため、停車スペース（高齢者、障害者等の安全かつ円滑な乗降のため車両の一時的な停車に利用するスペースをいう。以下同じ。）を設けるよう努めること。これにより、障害者等が同乗する車両は、一般の駐車マスを利用することが可能となる。

特に、複合的な商業施設で、店舗面積が 6,000 m²を超えるものについては、買い回りなどによって来店者の滞在時間が1時間を超えることが想定されるため、障害者等用駐車マスが継続して利用される機会が増加することとなる。このような施設で、大規模な平面駐車場を保有している場合は、利用者のニーズも高く、また、施設設計面上も大きな支障となり得ないことから、停車スペースの設置を強く求められることとなる。

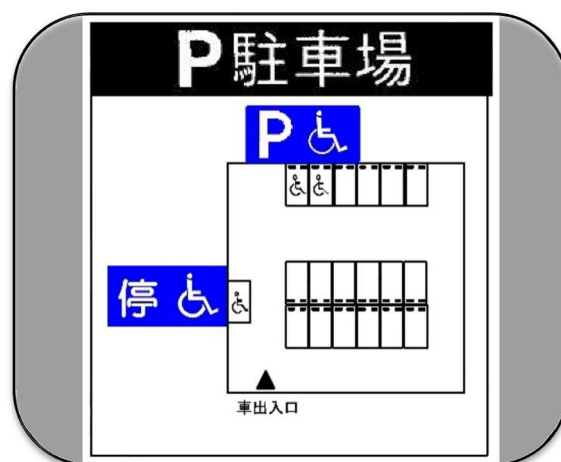
また、これより規模が小さい施設についても、地元市町等の取組としてデマンド型乗合交通の導入が進められている場合や必要駐車台数を大きく上回る駐車マスを保有し敷地に余裕がある場合などは、停車スペースの設置に努めること。

なお、停車スペースは、障害者等用駐車マスと同様に建物出入口等まで円滑に移動できる経路ができるだけ短くなる位置に設け、福祉車両等の利用を考慮した大きさを検討するよう努めること。また、その位置が駐車場出入口から見やすい位置にない場合、その位置まで案内標識等により誘導すること。

その他、安全な乗降スペースの確保や建物出入口等まで連続した屋根等の設置に努めるなど、障害者等用駐車マスを設置する場合と同様に周辺環境整備について配慮すること。



停車スペースの設置



停車スペースへの誘導例

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ⑤ 建物その他の構造物の配置により、見通しが悪く、駐車マスの空き状況を容易に把握できない大規模な駐車場や立体駐車場等では、運転者が空き駐車マスを探しながら運転操作を行うため、運転への意識が散漫になり、場内の円滑な交通の支障となるおそれがある。

よって、一体のエリアやフロアごとの満空表示や交通誘導員による細やかな誘導など、空き駐車マスの位置が視覚的に容易に把握できるような誘導に努め、運転者の負担軽減を図ること。特に、大規模な駐車場や分散配置された駐車場においては、満空表示以外にセンサーによりリアルタイムで空き状況を検知し、駐車マスの上部に設置された招き灯等により空き駐車マスの位置を知らせる車両誘導システム等の導入についても積極的に検討すること。

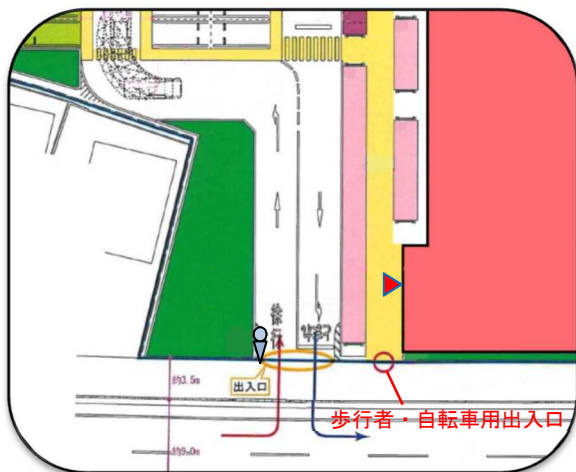


車両誘導システムによる空き駐車マスへの誘導

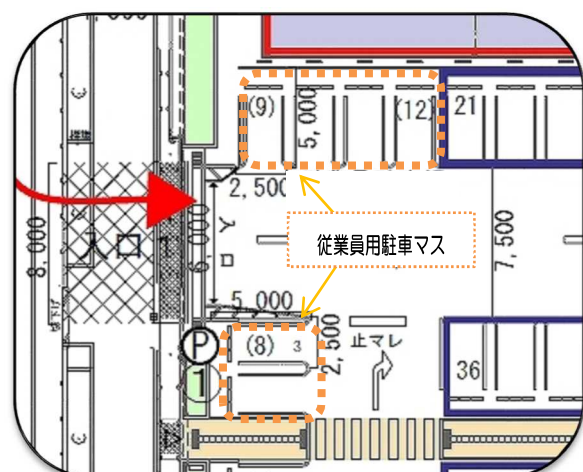


車両誘導システムの招き灯

- ⑥ 駐車場出入口は、出入庫のために来店車両等が集中するため、その付近で入庫した車両が駐車又は駐車待ちを行った場合、後続車両等が滞留し、円滑な出入庫を妨げるおそれがある。このため、駐車場出入口付近には来客用駐車マスを設けないか、営業時間中に出入庫しない従業員用の駐車マス等とするよう努めること。



駐車場出入口と駐車マスとの離隔



駐車場入口付近への従業員用駐車マスの設置

3 安全性の確保等に関する配慮事項



コラム 兵庫ゆずりあい駐車場

◆兵庫ゆずりあい駐車場制度とは

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場に設置している、障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、県内共通の利用証を交付する制度です。

◆登録について(施設管理者向け)

兵庫ゆずりあい駐車制度の趣旨をご理解いただき、兵庫県へのご登録をお願いします。(登録の様式は兵庫県のホームページからダウンロード可)

【ご登録いただくと】

- ① 駐車スペースに掲示するための案内標示・コーンを提供
- ② 県のホームページに施設名を掲載

※ 他府県で交付された同様制度の利用証を提示された方も、兵庫ゆずりあい駐車場の利用対象者となります。



兵庫県 ホームページ

「兵庫ゆずりあい駐車場について」

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/tyuusyajyou.html>

